

法律相談



相続、16

名古屋弁護士会 協会顧問 弁護士 楠田 喬爾

遺産にはどのようなものがあるか

遺産の範囲・7

1 被相続人の債務・負債

前に、財産には、積極財産（プラスの財産）と消極財産（マイナスの財産）があり、どちらも相続の対象になると申し上げました。すなわち、相続人は、被相続人のプラスの財産もマイナスの財産も相続するということです。相続人が複数の場合、消極財産については、それが可分（分けることができる）であれば、必然的に法定相続分（法定の相続割合）に応じた相続となります。

2 例えば、被相続人の妻（配偶者）をA、子らをBおよびCとしましょう。彼らの法定相続分は、

A 1/2

BおよびC $1/2 \div 2 = 1/4$ づつ

です。

3 被相続人の相続財産のうち積極財産は、これまでの説明で、法定相続分に関係なく、相続人間で自由に分割してよいとご理解していただいていると思います。

4 消極財産（負債・借金）はどうでしょうか。法定相続分に応じて相続人それぞれに帰属するとするのが通説です。すなわち、負債・借金については、相続人間の協議で、Aが被相続人の借金を全額負うとか、Bが跡取りとしてほとんど全財産（積極財産）を引き継ぐかわり親の借金を全部Bが負うというようにすることはできないというのが通説です。

5 今回の話の本筋を離れますぐ、積極財産でも可分のもの（例えば、預貯金）は、遺産分割協議などでその特定の預金を相続人のうちの誰が取得すると決められるまでの間は、相続人各個が金融機関に対

して、法定相続分に応じて払い戻せと請求できるとするのが確立した判例ですが、金融機関によっては、相続人全員の印鑑（実印）が揃わないと払い戻しに応じないとするものもあります。遺言があったり、遺留分の問題が発生するなど、相続人間の紛争に巻き込まれたくないという金融機関の慎重な配慮もわからないではありません。しかし、もうそろそろ判例にしたがった措置をとられてもよいのではないかと感じます。

6 本題に戻ります。積極財産は相続人間の協議でどう分けてもいいのに、消極財産（負債・借金）は法定相続分によるのか。厳密に言うと、相続人間では負債をどのように分けようと（誰がどのように負担すると決めようと）それは自由であるが、その相続人間の取決めを債権者に對抗する（主張する）ことができないか。

上記の例で、例えば、被相続人の妻Aはもともと無財産・無資力。子BおよびCはそこそこ財産を有していて、被相続人の残した借金ならB・C一人でも返済できるとしましょう。

積極財産について、Aは取得（相続）せず、BおよびCが2分の1づつ相続し、負債（借金）はAが全部引き受けると協議したとしましょう。債権者が相続人のこんな協議（合意）に拘束されたとしたら債権者は救われません。債権者は全く回収できなくなります。このようなわけで、債権者は、積極財産を相続人がどう分割するかはしかたないとしても、債務については自由な分割を認めないとされるのです。上記の例で、Aから回収できなくても、B・Cから債権の2分の1は回収できます。

負債（消極財産）については、上記のような扱いです。